

与論町木造住宅耐震改修工事補助金交付実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、与論町補助金等交付規則(平成29年4月1日規則第18号)(以下「補助金交付規則」という。)及び与論町木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱(平成31年2月15日与論町告示第8号)(以下「耐震改修工事補助要綱」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において私用する用語の定義は、耐震改修工事補助要綱の定めるところによる。

(補助金の対象となる延べ面積)

第3条 補助金の交付対象経費の算出に使用する延べ面積の算定は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)及び昭和61年4月30日建設省住指発第115号に定める方法によるものとする。ただし、外気に十分開放された、テラス及びバルコニー等の部分を除く。

(様式)

第4条 耐震改修補助要綱において使用する様式は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 補助金交付決定通知書(第2号様式)
- (3) 補助金変更申請書(第3号様式)
- (4) 補助金変更承認通知書(第4号様式)
- (5) 補助金変更交付決定通知書(第5号様式)
- (6) 補助金実績報告書(第6号様式)
- (7) 補助金交付確定通知書(第7号様式)
- (8) 補助金交付請求書(第8号様式)
- (9) 耐震改修工事実施計画書(第9号様式)
- (10) 耐震改修工事監理報告書(第10号様式)

(添付書類)

第5条 前条第1号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。

- (1) 耐震診断補助要綱により診断補助をうけたもの。
 - イ 耐震改修工事実施計画書
 - ロ 耐震改修工事に係わる見積書の写し
 - ハ 耐震改修工事計画図面
 - ニ 町税を完納していることを示す証明書
 - ホ 借主(貸主)同意書(借主(貸主)がいる場合)
 - ヘ その他、必要があると認めるもの

第6条 第4条第3号に規定する様式に添付するものは、事業の変更の内容が、確認できる図書とする

第7条 第4条第6号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。

- (1) 耐震改修工事監理報告書の写し（添付書類を含む）
- (2) 建築士事務所が発行した請求書又は領収書の写し
- (3) 工事施工者が発行した請求書又は領収書の写し

第8条 第4条第9号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。

- (1) 耐震診断を実施しようとする木造住宅の外観の写真（2面以上）
- (2) 耐震診断技術者の建築士免許証の写し
- (3) 補強計画後の診断表
- (4) その他、必要があると認めるもの

第9条 第4条第10号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。

- (1) 耐震改修図面
 - (2) 施行写真
 - (3) 耐震改修工事中間検査通知書の写し
 - (4) その他、必要があると認めるもの
- (その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、次に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施工する。